

新富町

地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和7年3月

新 富 町

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 背景 | 2 |
| (1) 気候変動の影響 | |
| (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 | |
| (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 | |
| 2 基本的事項 | 7 |
| (1) 目的 | |
| (2) 対象とする範囲 | |
| (3) 対象とする温室効果ガス | |
| (4) 計画期間 | |
| (5) 計画の位置づけ | |
| 3 温室効果ガス排出量削減目標 | 9 |
| (1) 目標設定の考え方 | |
| (2) 温室効果ガス排出量削減目標 | |
| 4 温室効果ガス排出量の算定 | 11 |
| (1) 対象施設等 | |
| (2) 対象活動区分 | |
| 5 目標達成に向けた取組 | 12 |
| (1) 省エネルギーの取組 | |
| (2) 省資源の取組 | |
| (3) ごみ減量化の取組 | |
| (4) 公共施設等の設備保守管理に関する取組 | |
| (5) 公共施設等の設備導入・更新に関する取組 | |
| (6) グリーン購入・環境配慮に関する取組 | |
| 6 推進体制と進捗状況の公表 | 15 |
| (1) 推進体制 | |
| (2) 点検・評価・見直し | |
| (3) 進捗状況の公表 | |

資料

| | |
|----------------|----|
| 用語解説 | 17 |
|----------------|----|

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

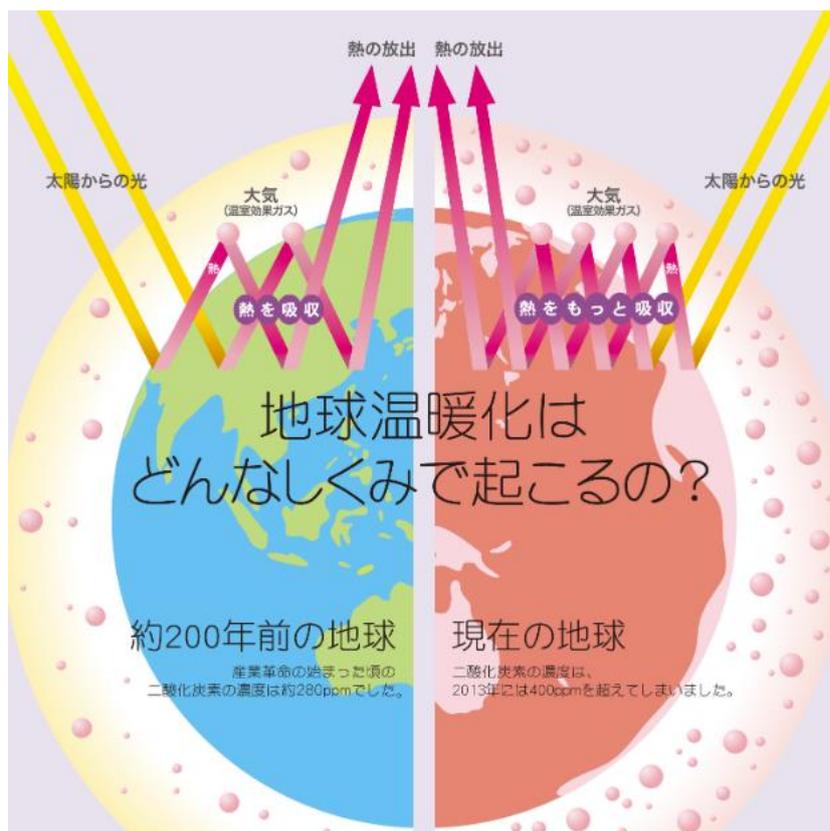


図1 地球温暖化のしくみ

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

2021（令和3）年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の場合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

| 報告書 | 公表年 | 人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価 |
|--|-------|---|
| 第1次報告書 First Assessment Report 1990 (FAR) | 1990年 | 「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。 |
| 第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995 (SAR) | 1995年 | 「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。 |
| 第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001 (TAR) | 2001年 | 「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い。 |
| 第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007 (AR4) | 2007年 | 「可能性が非常に高い」(90%以上) 温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。 |
| 第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013 (AR5) | 2013年 | 「可能性が極めて高い」(95%以上) 温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。 |
| 第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021 (AR6) | 2021年 | 「疑う余地がない」 人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。 |

表1 これまでの報告書における表現の変化 (IPCC 報告書)

出典：環境省_IPCC 第6次評価報告書

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予想されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 (平成 27) 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国 (いわゆる先進国) と非附属書 I 国 (いわゆる途上国) という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 (平成 30) 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO

CO₂排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和 2）年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021（令和 3）年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和 12）年度の温室効果ガスの削減目標を 2013（平成 25）年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和 3）年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021（令和 3）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施するといったこと等が位置付けられています。

2021（令和 3）年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和 12）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030（令和 12）年目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

| 温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂) | | 2013排出実績 | 2030排出量 | 削減率 | 従来目標 |
|---|---------|--|-------------|-------------|----------------------------|
| | | 14.08 | 7.60 | ▲46% | ▲26% |
| エネルギー起源CO ₂ | | 12.35 | 6.77 | ▲45% | ▲25% |
| 部門別 | 産業 | 4.63 | 2.89 | ▲38% | ▲7% |
| | 業務その他 | 2.38 | 1.16 | ▲51% | ▲40% |
| | 家庭 | 2.08 | 0.70 | ▲66% | ▲39% |
| | 運輸 | 2.24 | 1.46 | ▲35% | ▲27% |
| | エネルギー転換 | 1.06 | 0.56 | ▲47% | ▲27% |
| 非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O | | 1.34 | 1.15 | ▲14% | ▲8% |
| HFC等4ガス（フロン類） | | 0.39 | 0.22 | ▲44% | ▲25% |
| 吸収源 | | - | ▲0.48 | - | (▲0.37億t-CO ₂) |
| 二国間クレジット制度（JCM） | | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | | | - |

表2 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

2021（令和3）年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030（令和12）年度までに50%削減（2013（平成25）年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

■ 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）

■ 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再生可能エネルギー電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電
設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物
今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネを備えた建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを備えた建築物

公用車
代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明
既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再生可能エネルギー電力調達
2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R+Renewable
プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R+Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

図2 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な取組内容

出典：環境省_政府実行計画の改定について

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025（令和 7）年度までに 95%、2030（令和 12）年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019（令和元）年 9 月時点ではわずか 4 自治体でしたが、2020（令和 2）年 10 月時点においては 166 自治体へ増加し、2024（令和 6）年 6 月末時点においては 1112 自治体と加速度的に増加しています。なお、宮崎県においては、16 自治体が表明しております。

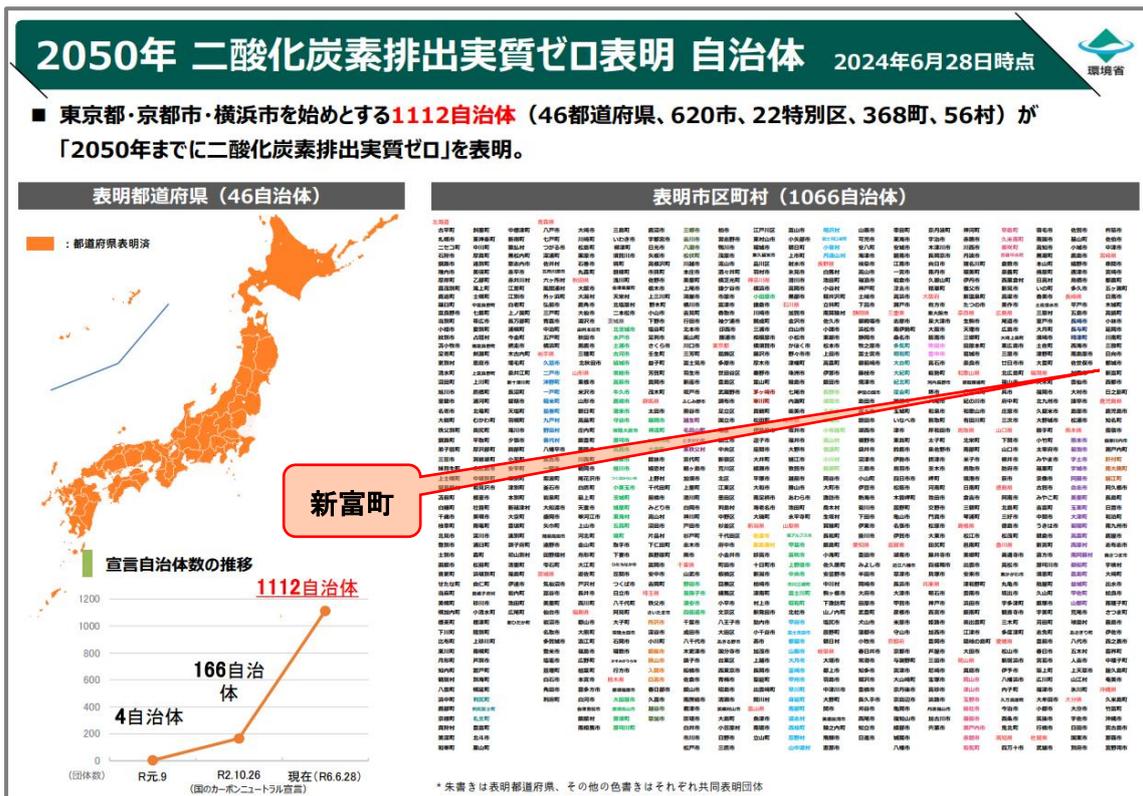


図 3 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2024）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

2 基本的事項

(1) 目的

新富町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、新富町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、新富町の全ての事務・事業とします。また、指定管理者制度等により管理運営を行っている施設も対象とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃））のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

本計画期間は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度末までの 6 年間とします。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

| 項目 | 年度 | | | | | | |
|-----------|---|-----|----------------|-----|--|------------------|-----------------|
| | 2013 (平成 25) | ... | 2021 (令和 3) | ... | 2025 (令和 7) | | 2030 (令和 12) |
| 期間中 事項 | 基準 年度 | ... | 直近 年度 | ... | 開始 年度 | 必要に応じて 計画の見直し | 目標 年度 |
| 計画 期間 |  | | | |  | | |

表 3 計画期間

(5) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

【地球温暖化対策の推進に関する法律】抜粋
(平成十年法律第百十七号)

〔略〕

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

〔略〕

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

〔略〕

また、「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び本町の上位計画「第 6 次新富町長期総合計画」等、その他関連計画に即して策定します。

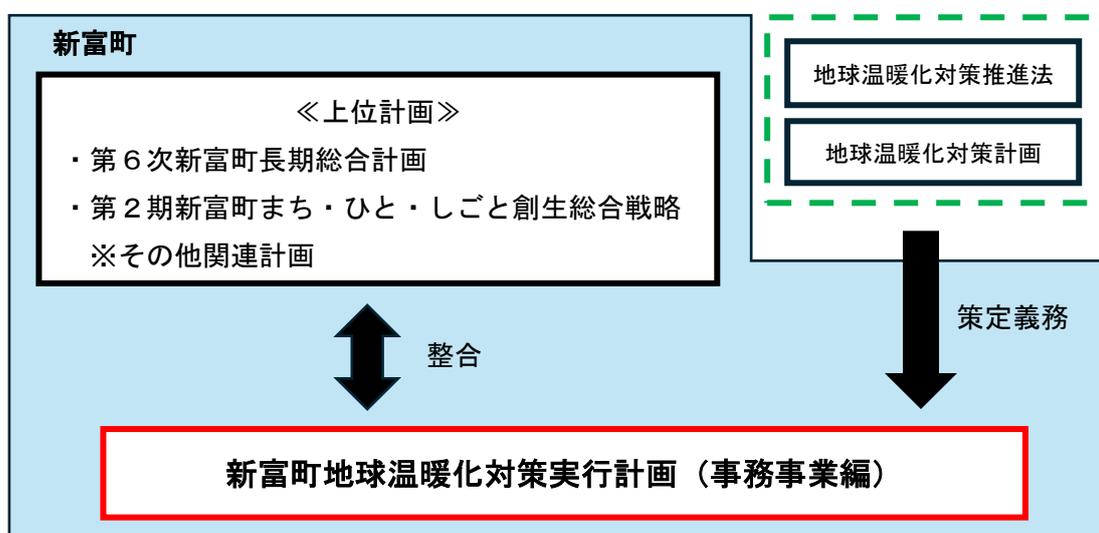


図 4 本計画の位置づけ

3 温室効果ガス排出量削減目標

(1) 目標設定の考え方

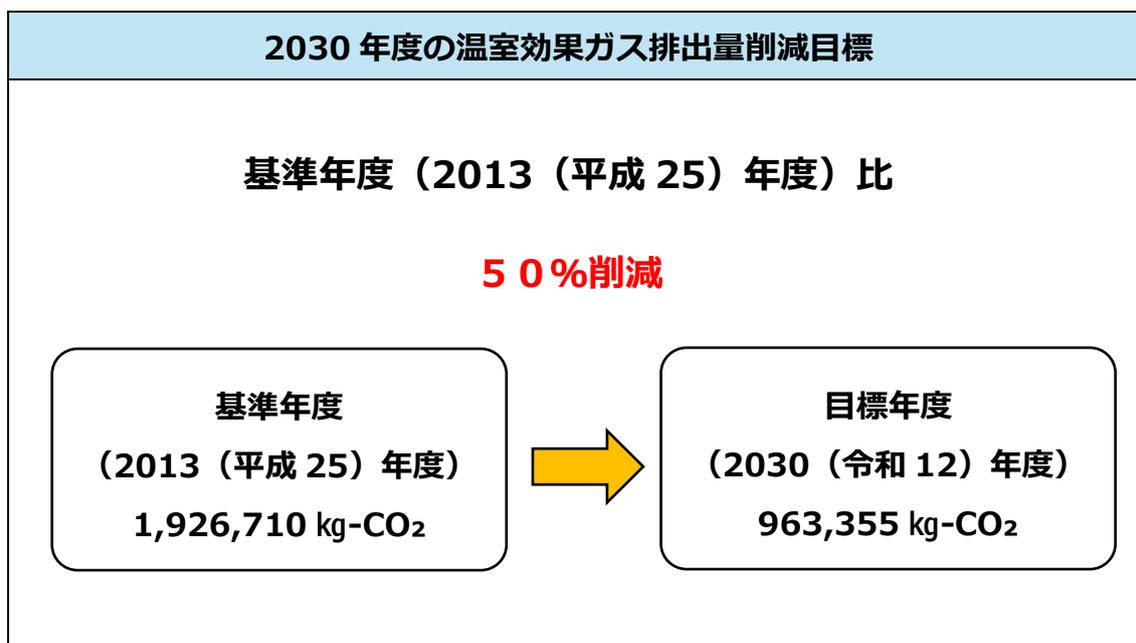
国は、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」の温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて51%削減するものとしています。

また、政府実行計画において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて50%削減としています。

これらを踏まえて、本計画における温室効果ガスの排出量削減目標は、2030（令和12）年度までの50%削減を念頭に置き目標設定します。

(2) 温室効果ガス排出量削減目標

目標年度（2030（令和12）年度）までに、基準年度（2013（平成25）年度）比で、50%削減することを目標とします。



| 項目 | 基準年度 (2013年度) | 直近年度 (2021年度) | 目標年度 (2030年度) |
|--------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 二酸化炭素 排出量 | 1,926,710 kg-CO ₂ | 1,372,919 kg-CO ₂ | 963,355 kg-CO ₂ |
| 削減率 | — | ▲28.74% | ▲50.00% |

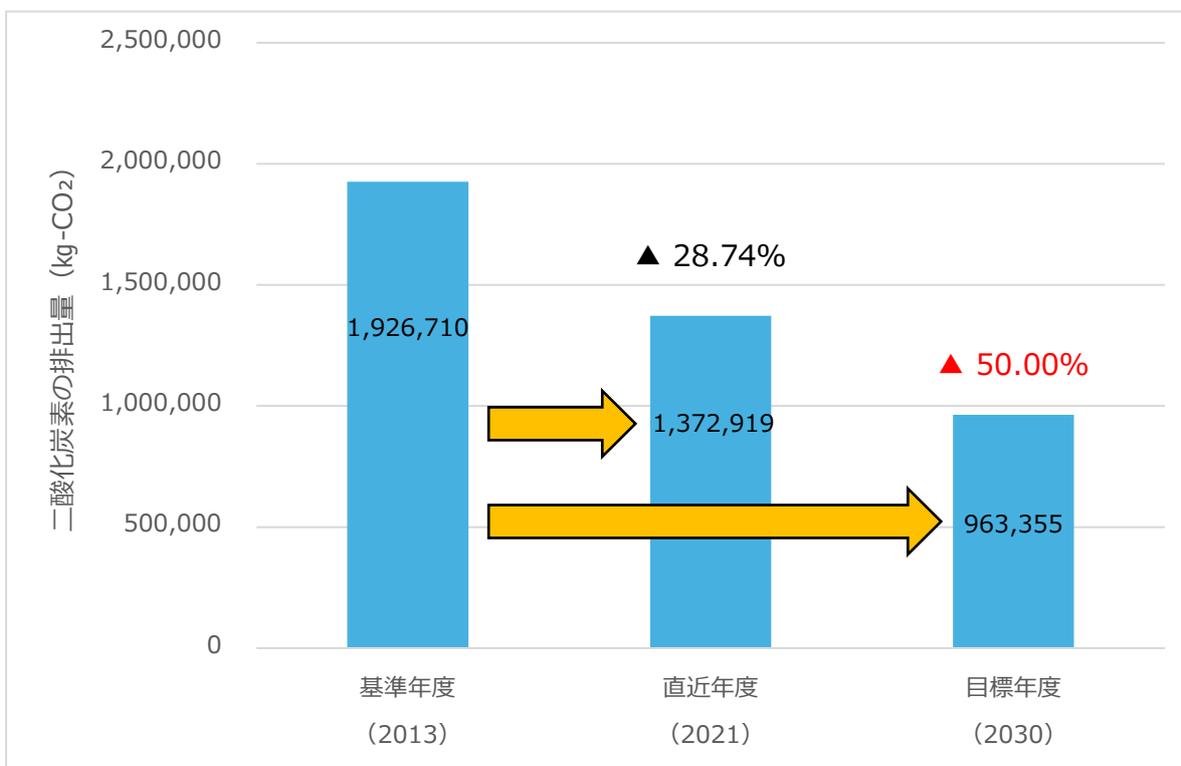


図5 二酸化炭素の排出量削減目標イメージ

(単位：kg-CO₂)

| 発生源 | 基準年度 (2013年度) | 直近年度 (2021年度) | 基準年度 - 直近年度 | 削減率 |
|------|------------------|------------------|-------------|---------|
| 電気 | 1,538,486 | 1,067,945 | ▲470,541 | ▲30.58% |
| LPガス | 75,737 | 70,796 | ▲4,941 | ▲6.52% |
| 灯油 | 147,174 | 112,902 | ▲34,272 | ▲23.29% |
| A重油 | 39,585 | 24,797 | ▲14,788 | ▲37.36% |
| ガソリン | 86,937 | 70,866 | ▲16,070 | ▲18.49% |
| 軽油 | 38,792 | 25,613 | ▲13,178 | ▲33.97% |
| 計 | 1,926,710 | 1,372,919 | ▲553,791 | ▲28.74% |

表4 発生源別 二酸化炭素の排出量 (2021年度) 実績

4 温室効果ガス排出量の算定

(1) 対象施設等

本計画の対象施設は、新富町役場本庁及び出先機関等を含めたすべての事務及び事業を対象としますが、温室効果ガスの削減目標の算定に当たっては、直近年度（2021（令和3）年度）までの対象施設を見直し、以下の施設及び公用車を対象に実施します。

※2025（令和7）年度以降は、新たな施設を対象施設に追加したため、温室効果ガスの排出量の増加が予想されます。

| 担当課 | 施設名等 |
|---------|--|
| 総務課 | 役場庁舎、日向新富駅 |
| 総合政策課 | 温泉健康センター「サン・ルピナス」、新富テゲバサッカースタジアム、新富フットボールセンター |
| 町民課 | 新田支所、上新田地区町民サービスコーナー |
| いきいき健康課 | 保健相談センター |
| 福祉課 | 福祉学習等供用施設 |
| あんしん長寿課 | 老人福祉センター |
| 産業振興課 | 商工業研修センター、チャレンジショップ、牧場、農畜産物直売所 |
| 農地管理課 | 大淵排水機場、横江排水機場 |
| 環境対策課 | し尿処理施設「潮香苑」、塵芥中間受入施設 |
| 水道課 | 浄水場、牧神配水池、溜水配水池、弁指配水池、金丸取水場、平伊倉水源地、春日地区加圧給水施設 |
| 教育総務課 | 富田小学校、富田中学校、新田学園（給食調理場含む。）、上新田学園、富田給食共同調理場 |
| 生涯学習課 | 文化会館、上新田公民館、新富町総合交流センター「きらり」、新田コミュニティーセンター、町体育館、西体育館、勤労者体育センター、富田浜スポーツ交流センター |

表5 対象施設

| 担当課 | 施設名等 |
|-----|-------|
| 会計課 | 本庁公用車 |

表6 公用車

(2) 対象活動区分

電気、LPガス、灯油、A重油、ガソリン、軽油の使用量を対象に二酸化炭素排出量の算定を実施します。

5 目標達成に向けた取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した取組を次のとおり定めます。

(1) 省エネルギーの取組

- ◆ パソコンやO A 機器等の電気製品を使用しないときは、電源を切ります。
- ◆ パソコン・プリンタ、コピー機等は、省電力モード（スリープ設定、モニター輝度の調整等）を活用して省エネルギーを図ります。
- ◆ 冷暖房は適正温度で利用し、ブラインド、カーテン、断熱フィルム等を使って、窓からのふく射熱の出入りを上手にコントロールし、空調負荷の軽減を図ります。
- ◆ 断続的に利用する会議室等の部屋の空調は、電源をこまめに切ります。
- ◆ 春期・秋期には、窓を開放して通風を良くし、自然の風を積極的に利用します。
- ◆ 昼休み、事務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯します。
- ◆ 使用していない部屋の照明を消します。
- ◆ 勤務時間外における事務室の照明は、必要な箇所以外消灯します。
- ◆ 退庁時には、すべてのO A 機器の電源断、照明器具の消灯を確認します。
- ◆ クールビズ・ウォームビズを励行します。
- ◆ ノー残業デー（毎週水曜日）を徹底します。
- ◆ 公用車の省エネ運転を心がけます。
- ◆ アイドリングストップに努めます。
- ◆ 通勤や日常生活における徒歩・自転車・公共交通による移動に心がけます。

(2) 省資源の取組

- ◆ 庁内LANの活用を通じて情報を共有し、用紙の使用量を削減します。
- ◆ 会議資料、文書等の電子化による配布・保存を心がけ、ペーパーレス化を図ります。
- ◆ 両面印刷、両面コピーを徹底します。
- ◆ 業務に支障のない範囲で、片面使用済み用紙の裏面利用を行います。
- ◆ 手持ち資料や打ち合わせ資料は、簡素化に努めるとともに、縮小可能なものは縮小コピーや集約印刷を活用します。

- ◆ 印刷物は、部数を必要最小限とします。
- ◆ 使用済み封筒の再使用に努めます。
- ◆ 日常的な節水の励行に努めます。

(3) ごみ減量化の取組

- ◆ 排出するごみの量を意識し、減量化を図ります。
- ◆ 消耗品や備品等は、むやみに買い替え等せず、可能な限り修繕等により、長く使用します。
- ◆ 使い捨てのプラスチック製品等の購入、使用を控えます。
- ◆ マイバック、マイ箸、マイボトルを利用します。
- ◆ ごみの排出時、分別を徹底し、資源のリサイクルを図ります。
- ◆ 施設の改築、改修等により発生するごみは、できるだけリユース・リサイクルに努め、廃棄物を可能な限り少なくします。
- ◆ 用紙は、両面を利用するとともに、リサイクル回収を徹底します。
- ◆ コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底します。

(4) 公共施設等の設備保守管理に関する取組

- ◆ 空調機器、ボイラー等の定期的な整備・点検及び適正な運転管理を行います。
- ◆ ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ◆ フロン、代替えフロンを使用している空調機器については、フロン排出抑制法に基づき、管理者として適正に管理を行います。

(5) 公共施設等の設備導入・更新に関する取組

- ◆ 電球等の照明器具・照明機器を更新するときは、LED化を推進します。
- ◆ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ◆ 公用車の更新は、環境にやさしい低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等）を優先して購入します。
- ◆ 公共施設は、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネルギー化等を十分検討して、維持管理・更新を行います。
- ◆ 再生可能エネルギーを公共施設等へ率先的に導入します。

(6) グリーン購入・環境配慮に関する取組

- ◆ 二酸化炭素排出係数が低い小売電気事業者と契約する環境配慮契約を検討・促進します。
- ◆ 事務用品等の物品を購入する際は、原則としてエコマーク・グリーンマーク等の環境負荷の少ない製品を選択します。
- ◆ 電気器具（照明器具、OA機器等）は、省エネ等の環境配慮がなされた製品を購入します。
- ◆ 消耗品等の物品・サービスの購入に当たっても環境に配慮されたものを選択します。
- ◆ 物品の修理・廃棄に当たっては、環境に配慮して処理される方法を選択します。

6 推進体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画の推進に際しては、広範多岐にわたる各種の地球温暖化防止対策を総合的、計画的に実施するため、「新富町地球温暖化対策推進本部」（以下「推進本部」という。）を設け、全庁が協力体制のもとに、取組を着実に推進します。

【推進本部】

本部長（副町長）と推進責任者（各課等の長）で組織し、本計画の策定・推進を図るとともに、必要に応じて見直し検討を行います。

【推進担当者】

各課等に1名の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局との調整を行います。

【事務局】

本部の事務局を環境対策課とし、本部の運営全般及び各課等の実行状況を把握するとともに、総合的な進行管理を行います。

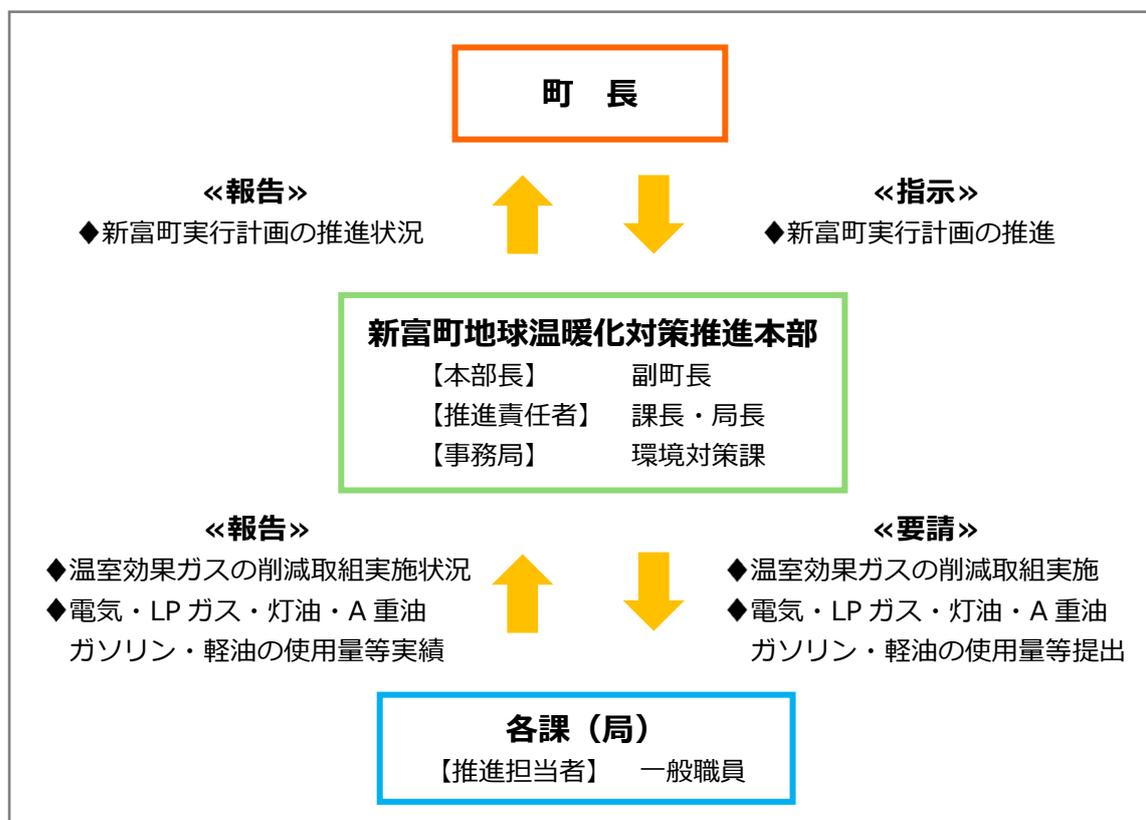


図6 新富町地球温暖化対策の推進体制

(2) 点検・評価・見直し

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

本計画の取組状況は、各課（局）の推進担当者が事務局に報告を行います。

事務局は、その結果を整理して推進本部に報告します。また、その結果を確認し、随時、見直し要否の検討を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

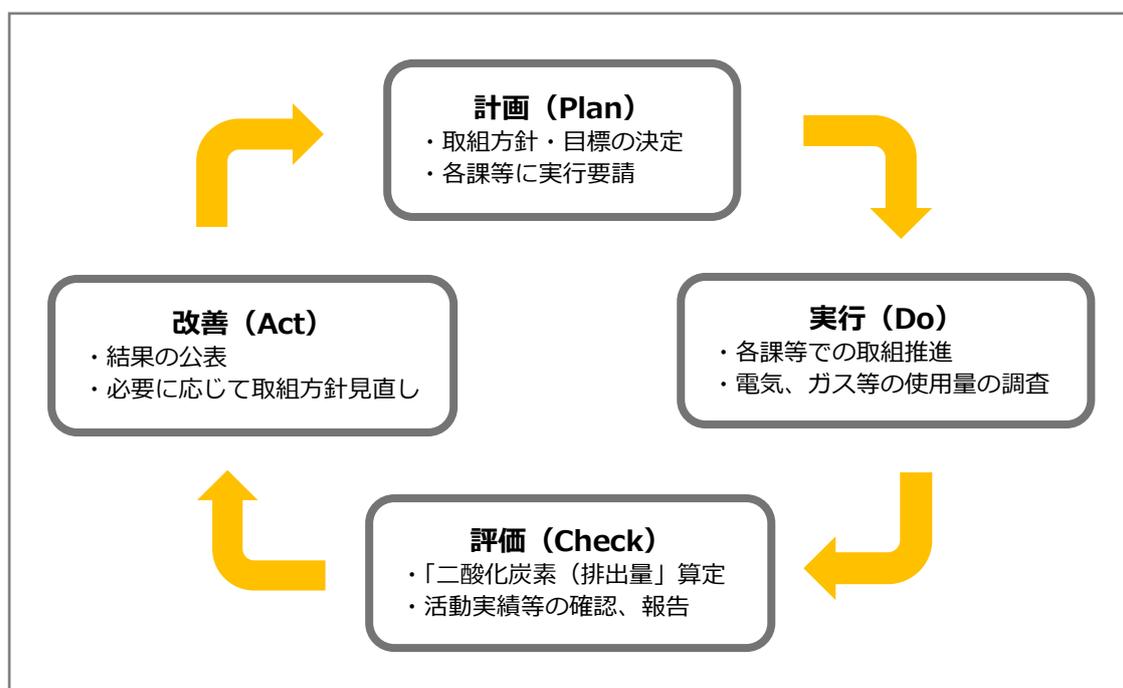


図7 PDCAサイクルのイメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、町ホームページ等で公表します。

資料

用語解説

エコマーク

ライフサイクル全体で環境負荷が少ないと認められた製品・サービスの目印です。次の環境領域に資する製品・サービスが認定対象です。

- ◆ 資源循環（再生材料を使用した製品など）
- ◆ 地球温暖化（省エネルギー機器）
- ◆ 健康・環境（化学物質が制限・コントロールされた製品）
- ◆ 生物多様性の保全（生分解性の高い製品など）
- ◆ 節水（便器、給水栓、節水器具）
- ◆ 大気汚染（インキ、塗料） など



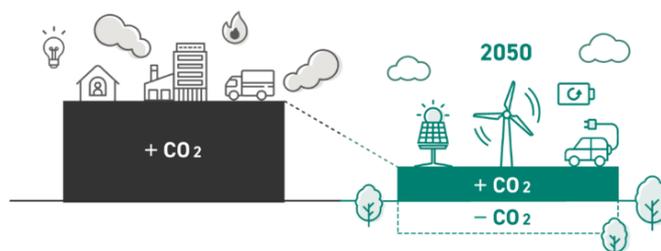
エコマークのデザイン

温室効果ガス

大気中の赤外線を吸収する性質を持つガスのことであり、温室効果ガスが増えることによって地表付近の温度が上がり、地球温暖化に繋がります。温室効果ガスの種類として、二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガス等があります。

カーボンニュートラル

二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑えることです。



グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企

業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として制定したマークです。

※古紙を原則として40%以上原料に利用した製品(トイレトペーパー・ちり紙は100%、コピー用紙・新聞用紙は50%以上)に表示できます。



再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・バイオマス・太陽熱・地中熱といった自然界に存在するエネルギーのことです。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体をいいます。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画です。

温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

1997年に開催された「気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)」での京都議定書の採択をきっかけに、1998年に制定された法律です。国、地方公共団

体、事業者、国民が地球温暖化の対策に取り組むための枠組みを定めました。

地球温暖化対策の推進に関する法律における「地球温暖化対策」の定義は「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいうものとする」とです。

地方公共団体実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正において、市町村は、地域の再生エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされました。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるものです。都道府県及び市町村に対して策定が義務付けられています。

パリ協定

2015年の国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）で採択、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みです。パリ協定では「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2度より十分低く保ち、1.5度以内に抑える努力をする」という世界共通の長期目標が掲げられています。

IPCC

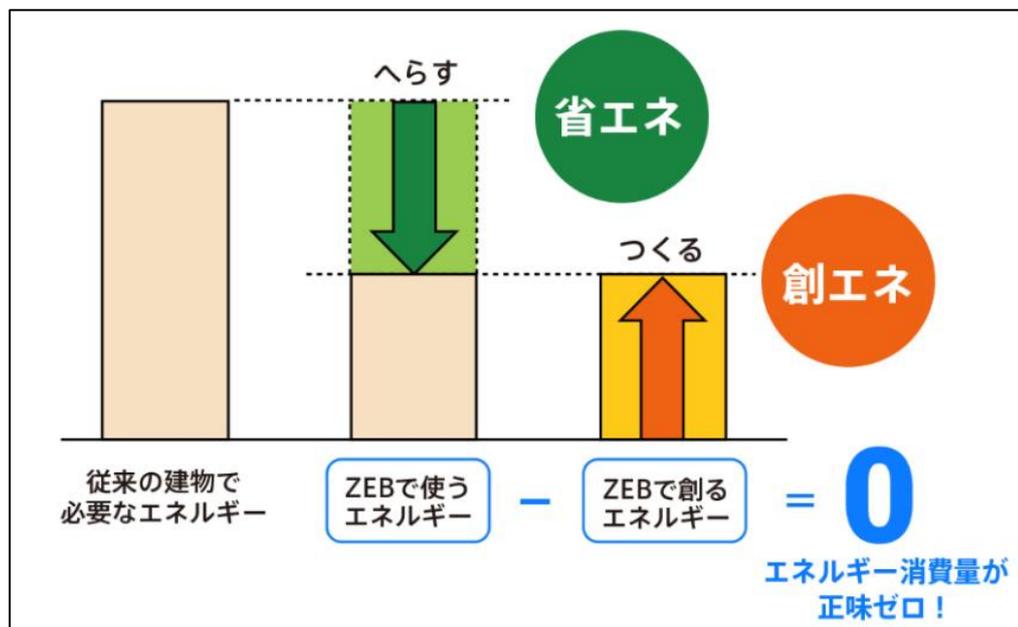
「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれます。1988年に世界気象機関（WMO）と

国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、2022年3月時点における参加国と地域は195となっています。

ZEB

「Net Zero Energy Building」の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを作ることによって、エネルギー消費量を正味でゼロにすることができます。



新富町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和7年3月

新富町環境対策課

〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地

TEL : 0983-33-6072

FAX : 0983-33-4862

E-mail : kankyo_g@town.shintomi.lg.jp